資料３－２

第４回第三者委員会における委員からの指摘等に対する資料

令　和　５　年　３　月

農林水産省

１　生産性向上加算・集落機能強化加算の目標内容

生産性向上加算の目標内容（Ｒ３年度）

○　令和３年度に加算を実施した集落協定3,532協定のうち、生産性向上加算を実施したのは1,483協定（42%）となっている。
○　**生産性向上加算を実施する協定が設定した目標の多くが、「作業等の省力化・効率化」**に向けた取り組みで、**最も多かったのは「ドローン等による防除作業等の省力化」**の607協定(41%)で、具体的な目標の例としては、「防除面積○ha、10a当たりの労働時間○分削減」などであった。
○　次いで多かったのは、**「自動草刈機等による除草作業の効率化」の354協定(24%)**で、具体的な目標の例としては、「ラジコン草刈機により作業時間を１日当たり４時間削減」などであった。
○　続いて、**「その他作業の省力化」の327協定(22%)**で、具体的な目標の例としては、「畦塗機により作業時間を○%削減」などであった。
○　また、「その他」の106協定(7%)の中には、「協定農用地の８割において肥料を共同購入し、経費削減を図る」との目標を設定し、活動している協定もあった。

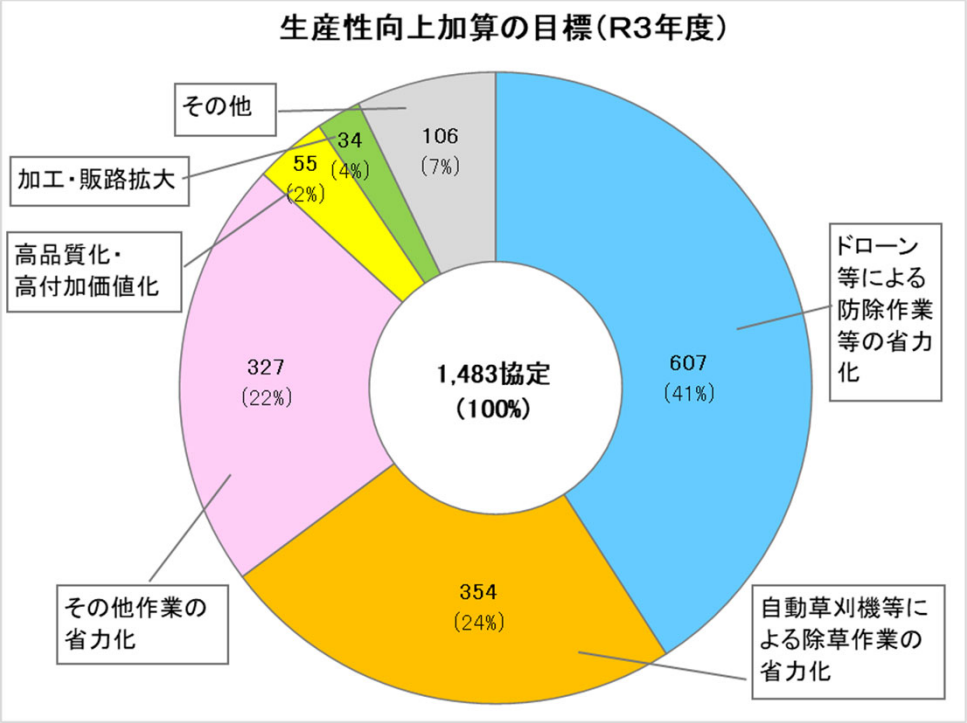

主な目標の分類	目標の具体例
① ドローン等による防除作業等の省力化	・ドローン防除面積○ha、作業時間の削減○分／10a ・作業負担の軽減のためドローンによる共同防除面積○%増加
② 自動草刈機等による除草作業の省力化	・ラジコン草刈機による作業時間の削減(4時間/日) ・センチピートグラスの播種による作業時間の軽減(作業時間○%削減)
③ その他作業等の省力化	・畦塗機による作業時間の削減(作業時間を○%削減) ・高性能機械(GPS機能付きコンバイン)による作業人員○名程度削減と生産性の向上
④ 加工・販路拡大	・ブランド米を加工した玄米パンを販売し、令和6年度までに○千円を売り上げる
⑤ 高品質化・高付加価値化	・色彩選別機による1等米比率○%以上
⑥ その他	・肥料等の共同購入(協定農用地の8割)による経費削減と生産性向上

集落機能強化加算の目標内容（Ｒ３年度）

○　令和３年度に加算を実施した集落協定3,532協定のうち、集落機能強化加算を実施したのは456協定（13%）となっている。
○　**集落機能強化加算を実施する協定が設定した目標のうち最も多かったのは、「除雪や買い物等の生活支援」の93協定(20%)**で、具体的な目標の例としては、「除雪支援の組織を創設し30名の参加者を確保」、「移動販売車による買い物支援を月５回実施」などであった。
○　次いで多かったのは、**「外部人材の確保」の84協定(18%)**で、具体的な目標の例としては、「繁忙期の人手確保のため、特別支援学校や介護施設から就労体験を〇名受け入れ」などであった。
○　同じく**「高齢者世帯等の見回り」が84協定(18%)**で、具体的な目標の例としては、「自治会と連携して高齢者の見守り体制を整備し、月２回20人を見守り」などであった。
○　また、「その他」の87協定(19%)の中には、「農産物を供給する子ども食堂を整備」するとした協定もあった。

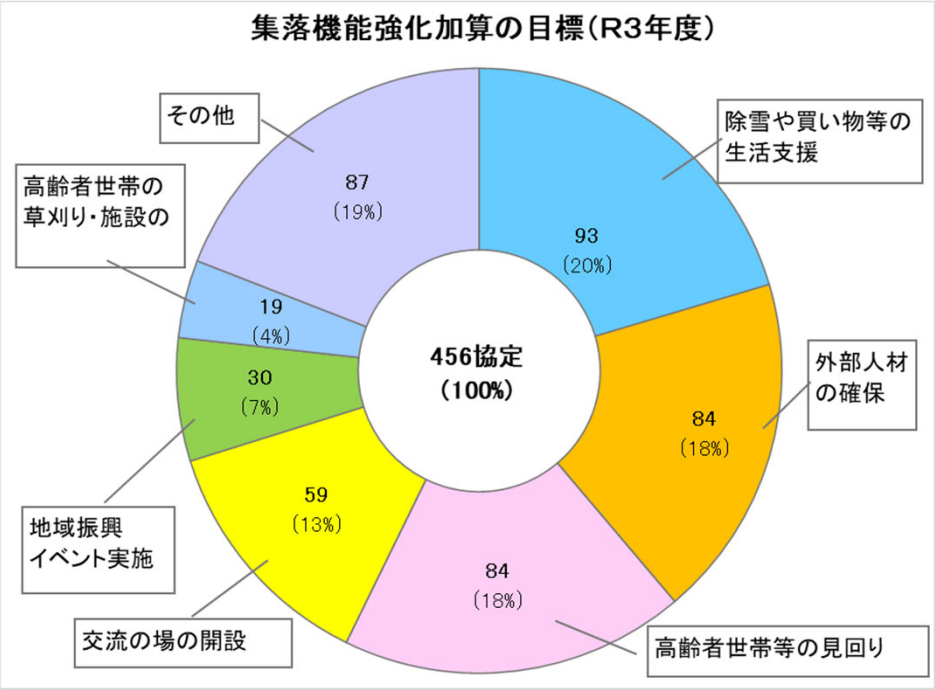

主な目標の分類	目標の具体例
①　除雪や買い物等の生活支援	・除雪協力支援組織を創設し参加者を30名確保し、各戸の道路への通用口除雪等を実施 ・移動販売車による買い物支援事業を月5回実施 ・デマンド交通のドライバーとして月3回以上の参加
②　外部人材の確保	・大学との連携によるボランティア〇名の受入れ ・特別支援学校や認知症対応型介護施設からの就労体験〇名を受け入れ、繁忙期の人手を確保
③　高齢者世帯等の見回り	・自治会と連携して高齢者の見守り体制を整備し、約20人に月2回の見守りを実施 ・地域の見守り活動隊員を令和6年度までに10名に増員
④　交流の場の開設	・自治会等と連携によるコミュニティサロンを年間10回開催し、参加者150人を確保 ・サロン活動を通じて集落外住民との交流を年間3回以上実施
⑤　地域振興のイベント実施	・都市住民や非農家を対象として、田植え・稲刈り等の農作業体験、理講座を年3回以上実施し、延べ100名の参加者を確保 ・〇〇里振興会と連携し、宿泊施設、既設トレッキングコースの周辺環境を整備し、年間の来訪者を50名から300名に増加
⑥　高齢者世帯の草刈り等	・支援が必要な世帯7戸の住宅周りの草刈を1年に1回以上実施 ・高齢者宅の草刈りボランティアを立ち上げ5名を確保する
⑦　その他	・農産物を提供する子ども食堂を0箇所から1箇所に増加 ・防災組織を構築し、防災訓練など防災意識を高めるための活動を年間〇回以上実施 ・鳥獣対策組織を設立し、検討会や農地・罠の見回り等の対策活動を年間〇回以上実施

（参考）第５期対策の加算措置

第5期対策では、第4期対策の最終評価で課題とされた、人口減少や高齢化による集落機能の弱体化、担い手不足等に対応する中山間地域等が抱える課題に対応するため、次の加算を措置。
なお、加算に取り組む場合は、集落戦略の作成及び定量的な目標（超急傾斜農地保全管理加算を除く。）の設定が必須。

① 棚田地域振興活動加算（新設）

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：　体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：　認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田で1/10以上、畑で20°　以上の農地

単　価　：14,000円/10a（田1/10以上、畑20°　以上）
　　10,000円/10a（田1/20以上、畑15°　以上畑）

棚田オーナー制度による棚田地域振興活動

② 超急傾斜農地保全管理加算（継続）

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定：　集落協定、個別協定

対象農地：　田で1/10以上、畑で20°　以上の農地

単　価　：　6,000円/10a（田、畑）

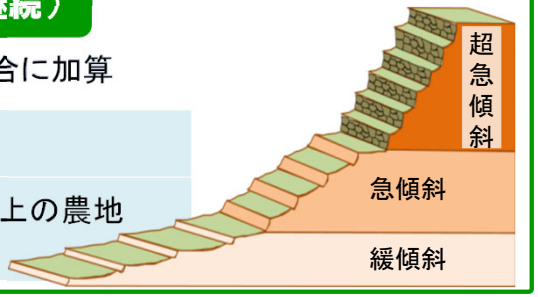

③集落協定広域化加算（拡充）

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結し、主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：　体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：　集落協定農用地

単　価　：　3,000円/10a（地目にかかわらず）

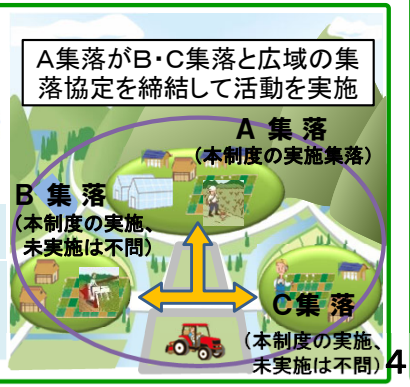

④集落機能強化加算（新設）

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

対象協定：　体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：　集落協定農用地

単　価　：　3,000円/10a（地目にかかわらず）

［対象活動の例］
〇インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
〇コミュニティサロンの開設
〇地域自治機能強化活動
（高齢者の見回り、送迎、買物支援等）
など

地域運営組織と連携した高齢者世帯の雪下ろし作業

⑤生産性向上加算（新設）

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定：　体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：　集落協定農用地

単　価　：　3,000円/10a（地目にかかわらず）

［対象活動の例］
〇農産物のブランド化、加工、販売
〇担い手への農地集積、集約、農作業の委託
〇機械、農作業の共同化
〇農作業の省力化　　など

ドローンによる防除作業

自走式草刈機の導入

２　集落協定の姿（令和３年度）

各項目から見た１集落協定当たりの状況（Ｒ３年度）

加算や面積規模別に、１集落協定当たりの状況を比較すると、

○　**協定農用地面積は、平均が27.4haで、加算実施協定が27.3haとほぼ同じ**であった。加算実施協定の中では、最も少ないのが超急傾斜加算の21.6ha、最も多いのが集落機能強化加算の48.7haとなっている。

○　**集落協定を構成する農業集落数は、平均が1.6集落で、加算実施協定が2.0集落**であった。加算実施協定の中では、最も少ないのが超急傾斜加算の1.9集落、最も多いのが広域化加算実施協定の3.9集落となっている。

なお、**本制度を実施する集落協定を構成する実農業集落数は29千集落で、中山間地域の農業集落の約４割**を占めている。

○　**協定参加者数は、平均が21.3人で、加算実施協定が30.4人**であった。加算実施協定の中では、超急傾斜加算が最も少なく28.5人、最も多いのが広域化加算の55人となっている。面積規模別では最も少ないのが５ha未満の９人、最も多いのが50ha以上の84.4人となっている。

○　**協定参加者に占める非農家の割合は、平均が4.3%で、加算実施協定が5.2%**であった。加算実施協定の中では、最も少ないのが超急傾斜加算面積の3.5%、最も高かったのが棚田加算と広域化加算の8.0%となっている。面積規模別では最も少ないのが５ha未満の3.1%、最も高いのが10～15haの5.0%となっている。

集落協定の姿（R3年度）

		集落協定数	集落協定を構成する農業集落数	実農業集落数	協定農用地面積（ha）	交付金額（百万円）	１集落協定当たりの状況							
							協定農用地面積（ha）	集落協定を構成する農業集落数	協定参加者の状況				交付金額（万円）	共同取組活動費の割合
									協定参加者数（人）	非農家の割合	64歳以下の割合	75歳以上の割合		
集落協定 計（平均）		23,592	36,921	29,001	645,715	51,768	27.4	1.6	21.3	4.3%	37.4%	25.2%	219.4	46.4%
基礎単価		5,518	7,403	5,104	48,614	5,045	8.8	1.3	15.7	2.4%	34.6%	27.5%	91.4	41.2%
体制整備単価		18,074	29,518	23,897	597,101	46,723	33.0	1.6	23.0	4.7%	38.0%	24.8%	258.5	47.0%
加算措置の実施集落協定		3,532	7,104	6,582	96,585	15,493	27.3	2.0	30.4	5.2%	37.7%	25.3%	438.6	50.0%
	棚田加算	314	847	823	9,892	2,243	31.5	2.7	42.5	8.0%	38.0%	25.1%	714.4	53.6%
	超急傾斜加算	1,803	3,454	3,165	38,919	6,996	21.6	1.9	28.5	3.5%	37.6%	25.9%	388.0	44.9%
	広域化加算	215	834	818	10,161	1,810	47.3	3.9	55.0	8.0%	36.5%	25.6%	842.1	51.5%
	集落機能強化加算	456	1,187	1,171	22,196	2,966	48.7	2.6	39.7	6.6%	38.7%	24.4%	650.5	56.1%
	生産性向上加算	1,483	3,063	2,906	47,888	7,309	32.3	2.1	31.2	5.6%	37.3%	25.1%	492.9	54.2%
加算未実施集落協定		20,060	29,817	22,419	549,130	36,275	27.4	1.5	19.7	4.0%	37.3%	25.2%	180.8	44.9%
面積規模別	5ha未満	7,809			23,335	3,605	3.0		9.0	3.1%	34.8%	26.7%	46.2	44.6%
	5ha～10ha	6,226			45,002	6,629	7.2		15.8	3.6%	35.2%	26.7%	106.5	45.1%
	10ha～15ha	3,289			40,335	5,770	12.3		21.7	5.0%	36.4%	26.0%	175.4	46.7%
	15ha～20ha	1,919			33,262	4,760	17.3		27.0	4.3%	36.7%	25.6%	248.0	46.7%
	20ha～50ha	3,331			99,497	14,191	29.9		37.5	4.9%	37.4%	25.0%	426.0	46.2%
	50ha以上	1,018			404,283	16,813	397.1		84.4	4.5%	43.2%	21.8%	1,651.5	47.3%
参考	中山間地域農業集落数（2020年）		73,915	うち、集落協定が存在する実農業集落の割合（R3）					39.2%					

※1:集落協定を構成する農業集落数は、１農業集落に複数の集落協定がある場合は、集落協定毎に農業集落をカウント。
2:実農業集落数は、１農業集落に複数の集落協定があっても、１農業集落としてカウント。
3:同一の農業集落に複数の協定があり、基礎単価と体制整備単価の協定が存在した場合、体制整備単価の集落としてカウント。同様に加算実施と加算未実施の協定が存在する場合は、加算実施の集落としてカウント。
4:加算の協定面積は、加算の対象となった交付面積（公表値）ではなく、加算を実施した協定の協定農用地面積であるため、公表値とは一致しない。

３　集落マスタープランの内容と加算の関係

集落マスタープランの内容と加算との関係（Ｒ３年度）

集落協定は、10年から15年後の目指すべき集落の将来像（以下「集落の将来像」という。）と、将来像を実現するための５年間の活動方策（以下「活動方策」という。）を協定に位置付けた集落マスタープランの作成が必須である。集落マスタープランの内容及び加算との関係について、

○　集落の将来像である**「将来的に農業生産活動等が可能な実施体制構築等」の実現に当たって**の活動方策としては、**「機械・農作業の共同化等営農組織の育成」を進める必要もあると考えられるが、活動方策に位置付けている協定は16%**に留まっている。
○　集落の将来像である「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」の実現に当たっての活動方策としては、**「新規就農者等による農業生産」を進める必要もあると考えられるが、活動方策に位置付けている協定は８%**に留まっている。

◇　次に、活動方策と加算の関係を見ると、**棚田加算**を実施する集落協定は、地域振興や棚田保全等３つの目標を立てることとなっており、**都市住民との交流を進める必要もあると考えられるが、「消費・出資の呼び込み」を活動方策に位置付けている協定は１%**に留まっている。
◇　**集落機能強化加算**を実施する集落協定は、**地域全体で集落機能を維持する活動を進める必要もあると考えられるが、「共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備」を活動方策に位置付けている協定は66%**に留まっている。
○　**生産性向上加算**を実施する集落協定は、**生産性の向上と併せて高付加価値型の農業を進める必要もあると考えられるが、活動方策に位置付けている協定は４%**に留まっている。

集落マスタープランにおける目指すべき将来像と将来像を実現するための活動方策の関係

将来像を実現するための活動方策 ＼ 集落の将来像	実数	機械・農作業の共同化等営農組織の育成	高付加価値型農業	農業生産条件の強化	担い手への農地集積	担い手への農作業の委託	新規就農者等による農業生産	地場産農産物等の加工・販売	消費・出資の呼び込み	共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	その他
将来的に農業生産活動等が可能な実施体制構築	20,746 （100%）	**16.2%**	2.3%	7.4%	12.0%	10.4%	2.1%	1.9%	0.3%	76.7%	7.1%
協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	4,598 （100%）	32.2%	5.2%	9.5%	34.6%	28.1%	**8.1%**	4.3%	0.7%	55.1%	6.8%
協定参加者の工夫による再生可能な所得を確保	1,058 （100%）	26.1%	10.5%	12.7%	16.3%	15.6%	5.8%	20.9%	1.7%	67.5%	11.8%
その他	1,882 （100%）	11.7%	2.6%	7.1%	9.0%	9.4%	2.4%	2.9%	0.5%	51.9%	52.1%
実数	23,592 （100%）	3,690 15.6%	619 2.6%	1,707 7.2%	2,883 12.2%	2,539 10.8%	558 2.4%	519 2.2%	89 0.4%	17,287 73.3%	2,261 9.6%

※複数選択が可能なため、計と内訳は一致しない。

集落マスタープラの将来像を実現するための活動方策と加算等との関係

	実数	機械・農作業の共同化等営農組織の育成	高付加価値型農業	農業生産条件の強化	担い手への農地集積	担い手への農作業の委託	新規就農者等による農業生産	地場産農産物等の加工・販売	消費・出資の呼び込み	共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	その他
実集落協定数	23,592 （100%）	3,690 15.6%	619 2.6%	1,707 7.2%	2,883 12.2%	2,539 10.8%	558 2.4%	519 2.2%	89 0.4%	17,287 73.3%	2,261 9.6%
基礎単価	5,518 （100%）	10.7%	2.2%	7.3%	8.6%	9.0%	1.6%	1.3%	0.1%	67.1%	14.5%
うち5ha未満	2,643 （100%）	8.1%	2.4%	7.3%	7.2%	7.9%	1.1%	1.6%	0.1%	67.5%	15.8%
体制整備単価	18,073 （100%）	17.2%	2.7%	7.2%	13.3%	11.3%	2.6%	2.5%	0.5%	75.2%	8.1%
うち30ha未満	2,188 （100%）	28.8%	4.3%	12.8%	21.2%	14.6%	7.1%	5.2%	0.7%	67.6%	10.6%
協定参加者20人以上非農家10%以上	1,139 （100%）	22.3%	2.0%	9.7%	16.7%	14.0%	2.8%	4.1%	0.5%	77.1%	7.5%
棚田加算	314 （100%）	28.7%	7.6%	14.0%	20.4%	15.0%	6.1%	12.4%	**1.3%**	67.5%	10.8%
超急傾斜地加算	1,836 （100%）	20.3%	4.5%	8.6%	10.8%	10.1%	3.1%	6.5%	0.4%	66.3%	12.9%
広域化加算	215 （100%）	31.2%	5.1%	11.6%	32.1%	15.3%	5.6%	7.9%	0.5%	71.6%	9.3%
集落機能強化加算	456 （100%）	28.9%	4.8%	14.3%	22.6%	17.1%	6.8%	10.7%	1.3%	**66.4%**	8.1%
生産性向上加算	1,483 （100%）	31.7%	**4.2%**	16.3%	19.6%	13.1%	3.2%	5.9%	0.9%	66.1%	7.1%

※複数選択が可能なため、計と内訳は一致しない。

４　棚田地域及び棚田地域振興活動加算の取組状況

（第４回（R4.10.14）第三者委員会資料1-1 改訂）

棚田地域振興法が浸透し、活用が進む棚田地域振興活動加算

○　Ｒ１年に棚田地域振興法（以下「棚田法」という。）が施行され、Ｒ２年度の第５期対策から本制度の対象地域に指定棚田地域が追加された。Ｒ３年度末の指定棚田地域は698地域で、前年度末から10%増加した。
○　指定棚田地域については、指定棚田地域振興活動計画（以下「棚田活動計画」という。）の認定を受けることにより、第５期対策に新設した棚田加算の実施が可能となった。
○　Ｒ３年度末の棚田活動計画の認定地域は166地域で、前年度末から60%増加した。
○　Ｒ３年度の棚田加算の実施状況は、314協定、交付面積が６千haで、前年度からそれぞれ30%増加した。
○　これまで、地域振興法の対象地域ではなく、また特認地域としても本制度を実施していなかった市町村のうち、棚田法の施行により、本制度の対象となった市町村は３市町村で、８地域が指定棚田地域となっている。
○　８地域のうち、本制度は７地域の17集落協定が141haで実施している。このうち１協定が棚田加算を実施している。

指定棚田地域と棚田地域振興活動加算の状況

単位:ha

	棚田地域振興法					集落協定の状況			棚田地域振興活動加算			集落協定に占める棚田加算の割合		
	指定棚田地域数		棚田活動計画認定数											
	市町村数	地域数	市町村数	計画数	地域数	市町村数	協定数	交付面積	市町村数	協定数	交付面積	市町村数	協定数	交付面積
R2年度末	185	629	82	102	215	990	23,421	632,309	73	246	4,609	7.4%	1.1%	0.7%
R3年度末	215	698	138	166	380	996	23,592	589,679	102	314	5,978	10.2%	1.3%	1.0%
増減割合	116.2%	111.0%	168.3%	162.7%	176.7%	100.6%	100.7%	93.3%	139.7%	127.6%	129.7%			

今回追加部分

棚田地域振興法の施行により本制度の対象となった市町村（R3年度末）

	市町村数	棚田地域振興法			中山間地域等直接支払制度（ha）		棚田加算	
		指定棚田地域数	棚田活動計画認定数					
			計画数	地域数	集落協定数	協定面積	集落協定数	交付面積
富山県	1	3	1	1	8	92.9	1	21.1
滋賀県	1	3	－	－	8	32.6	－	－
大阪府	1	2	－	－	1	15.7	－	－
計	3	8	1	1	17	141.2	1	21.1

※指定棚田地域と集落協定の対象範囲の特定が困難なため、市町村単位で整理したもの。

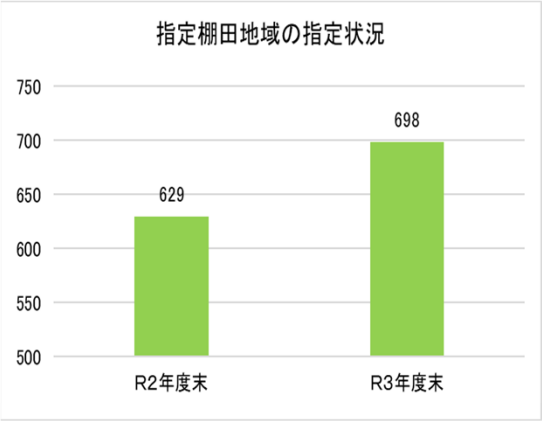

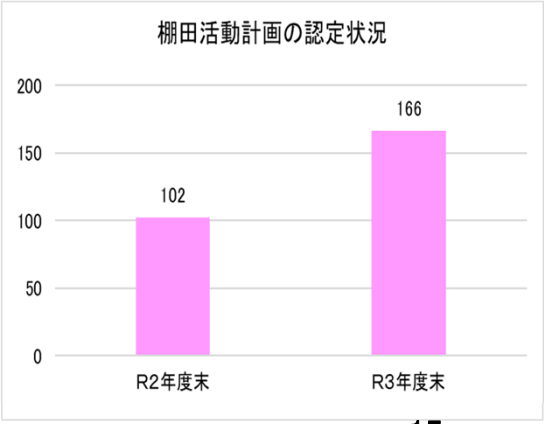

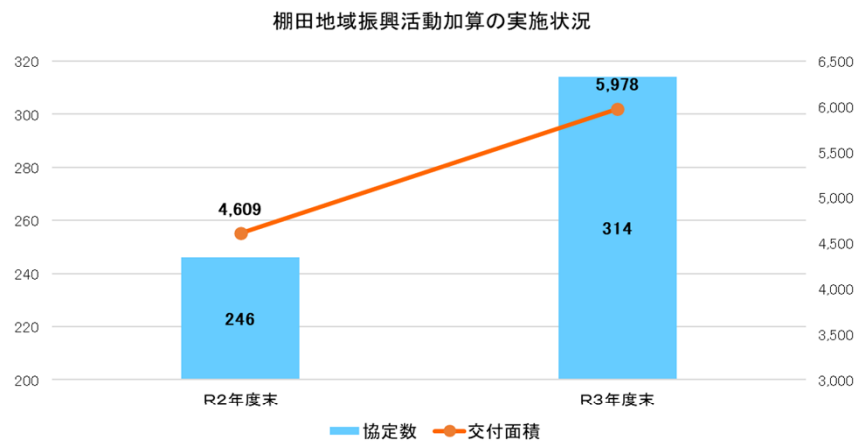

（参考）中山間地域等直接支払制度の対象地域と対象農用地に係る特認

○　中山間地域等直接支払制度では、地域振興立法9法の指定地域に加え、地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域（特認地域）を対象地域としている。
○　また、対象地域内において、傾斜等の基準を満たす農用地に加え、これらに準ずるものとして都道府県知事が定める基準（特認基準）を満たす農用地を対象農用地としている。

対　象　地　域

【地域振興立法９法】

- 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- 山村振興法
- 過疎地域自立促進特別措置法
- 半島振興法
- 離島振興法

（以上を「地域振興立法5法」と称する。）

- 沖縄振興特別措置法
- 奄美群島振興開発特別措置法
- 小笠原諸島振興開発特別措置法
- 棚田地域振興法

【　特　認　地　域　】

- 都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

（地域の例）
・８法地域に地理的に接する地域

対　象　農　用　地

- 急傾斜
  （田：1/20以上
  畑、草地、採草放牧地：15度以上）
- 自然条件により小区画・不整形な田
- 積算気温が低く、草地比率の高い（70%以上）地域の草地
- 緩傾斜（市町村長が認めた場合）
  （田：1/100～1/20
  畑、草地、採草放牧地：8～15度）
- 高齢化率・耕作放棄率の高い農地（市町村長が認めた場合）

【　特　認　基　準　】

- 上記に準ずるものとして、都道府県知事が定める基準

（基準の例）
・離島の平地

（注）　このほか、東日本大震災復興特別区域法に規定する復興特別区域内に存する、特認基準に該当する農用地も、特例として対象農用地とすることができる（ただし、実績はない）。